

平成16年1月9日

於・ラフレさいたま

第3回首都圏大深度地下使用協議会議事録

国土交通省関東地方整備局

目 次

開 会	1
国土交通省挨拶	1
出席者紹介	2
事務局からの確認（情報公開について）	2
大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針について.....	3
大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針について.....	7
大深度地下地盤調査マニュアルについて	10
そ の 他	11
国土交通省挨拶	14
閉 会	15

開 会

○渡辺局長 時間がまいりましたので、まだお見えになっていない方もいらっしゃいますけれども、ただいまから第3回首都圏大深度地下使用協議会を開催させていただきます。

きょうは関係省庁の方々、また関係都県市の方々、大変お忙しい中おいでいただきましてありがとうございます。

私は、きょうの進行役を務めさせていただきます国土交通省関東地方整備局長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

国土交通省挨拶

○渡辺局長 それでは、開会に先立ちまして国土交通省を代表して金井政策統括官より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○金井政策統括官 ただいま御紹介をいただきました国土交通省政策統括官の金井でございます。

皆様方におかれましては、常日頃より私どもの大深度地下利用行政に関しまして御協力をいただいております。この席をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

大深度地下につきましては、大都市圏に残されました貴重な空間でございまして、良質な社会資本の効率的な整備に寄与するものでございますが、その利用に当たりましては、既存の施設との調整や安全、環境等の問題に配慮する必要があるなど、さまざまな関係者の皆さんとの連携・調整が必要であると考えているものでございます。

このため、私ども国土交通省といたしましても、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法及び閣議決定されております大深度地下の公共的使用に関する基本方針、これらに基づきまして事業が円滑に行われますよう環境整備に努めているところでございます。

その中で、本日は、基本方針の安全及び環境に係ります事項につきまして、具体的指針となります大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針案、そして大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針案、これを御報告いたしまして、大深度地下利用の重要な課題であります安全の確保及び環境の保全につきまして、幅広い皆様の御意見を賜りたいと存じているところでございます。

また、事業者の地盤調査の円滑な実施及び審査の適正な実施に資するものであります大深度地下地盤調査マニュアル案、こちらにつきまして御報告申し上げます。

本日は、大深度地下の活用を検討されている東京外かく環状道路の検討状況についての御紹介もあるとのことでございますが、皆様におかれましては、本協議会の場を活用して

いただきまして、積極的に情報交換や連絡調整を図っていただきまして、首都圏での大深度地下利用の推進に積極的に取り組んでいただけるようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○渡辺局長 それでは、これからは、私、座ったまま進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

金井政策統括官、御挨拶、大変ありがとうございました。

出席者紹介

○渡辺局長 続きまして、本日の出席者の御紹介をするところでございますけれども、お手元の資料に出席者名簿、また配席表をお配りしておりますので、それを持ちまして出席者紹介にかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

マスコミの方、もしいらっしゃいましたら、後で3時半をめぐりにきょうの会議の報告をさせていただきますので、申しわけございませんけれども、ここで御退室のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からの確認（情報公開について）

○渡辺局長 それでは、次に議事に入ります前に事務局からまず皆様方に御確認をさせていただきたいことがございますので、事務局の方からよろしくお願いいたします。

○事務局 本協議会に関します情報公開について御説明申し上げます。

まず、本協議会の開催に先立ちまして開催する旨について1月6日付でプレス発表しております。本日の協議会が終了した後に事務局の方から記者ブリーフィングを行うこととしております。

それから、協議会において配付された資料及び議事録につきましては、情報公開法に基づき、公開の取り扱いとなります。また、国土交通省及び関東地方整備局のホームページにおいて会議の資料等を掲載させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

また、議事録につきましては、前回と同様に、御発言いただいた委員等が明記される形で作成させていただきます。これはまた協議会終了後に各委員に内容を確認させていただく予定でございます。また、資料につきましては、本日のブリーフィングの際、記者の方々にお配りすることとしておりますので、以上、よろしくお願いいたします。

○渡辺局長 ただいまの事務局からの情報公開についての確認について特に御意見ござい

ませんでしょうか。

では、そのように取り扱いをさせていただきますので、よろしくお願いします。

大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針について
大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針について
大深度地下地盤調査マニュアルについて

○渡辺局長 それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

議事４の大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針について、議事５の大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針について、議事６の大深度地下地盤調査マニュアルについて、一括して国土交通本省の方から御説明をお願いいたします。

○中島大深度地下利用企画官 国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課で大深度地下利用企画官をしております中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針案をはじめ３つの資料につきまして一括して説明させていただきます。

まず、お手元の資料１－１、大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針（案）の概要に基づき、大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針（案）を説明させていただきます。

まず、この指針の策定の目的でございますけれども、こちらの資料にもございますが、本指針は、大深度地下の公共的使用の基本方針がございますが、こちらの安全に係る事項について具体的指針を定めまして、事業計画の基本方針への適合を図るとともに、的確な使用認可手続を行い、大深度地下の適正かつ合理的な利用に資するために策定するものです。

なお、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法におきましては、安全の確保につきまして特に配慮することとされておりまして、大深度地下の使用の認可に当たりましては、事業計画が法第６条に基づく閣議決定であります大深度地下の公共的使用に関する基本方針に適合することを使用認可の要件としております。

また、本日、法令等の参考といたしまして関係法令等の抄が参考資料にございますので、もし何か不明の点等ありましたらこちらも参考としてご覧いただければ幸いです。

資料１－１の方に戻らせていただきまして、本指針の位置づけでございますけれども、基本方針の安全に係る事項を具体的に運用するための指針として、国土交通省都市・地域整備局におきまして、本協議会の御意見を踏まえて策定いたしまして、関係部局に通知を行う予定でございます。

なお、協議会につきましては、この後、中部圏と近畿圏でも予定されてございます。

また、本指針案につきましては、既に関係各省及び関係都県との調整は終了してござい

ますけれども、関係行政機関が一堂に会しますこの協議会におきまして大深度地下の安全対策についての幅広い御意見をいただきまして、今後の円滑な制度運用に資するため、お示しさせていただいているものでございます。

指針の適用範囲でございますけれども、法に基づき、大深度地下を使用する事業を対象としております。

また、本指針の策定に当たりまして、名古屋大学大学院環境学研究科教授の辻本先生を委員長といたします大深度地下の公共的使用において配慮すべき安全の確保に関する調査検討委員会において検討が実施されております。

次に指針の内容です。

基本方針の安全の確保の項目において示されております火災・爆発、地震、浸水、停電、救急・救助活動、犯罪防止、その他の事項について措置が必要であるため、本指針では、各事項につきまして安全の確保のための措置の実施に当たりまして事業者が留意すべき事項を示しております。

なお、こちらにその他という事項がございますけれども、こちらにつきましては、地下施設における不安感の解消が取り上げられております。

2ページをごらんください。安全の確保についての考え方でございますが、基本方針に示された事項について安全対策を講じることといたしまして、まず第1として、特に不特定多数の人が利用する鉄道、道路など一般有人施設において人的被害の防止を目指すこと、2番目として、具体的な対策、手法については、施設ごとに用途、深度、規模等を踏まえ、危険・災害に対して、効率的、効果的なものとなるよう十分検討する必要がある、原則として対象とする危険・災害を想定して、これらを防ぐ具体的な方法を示すことを重要な点としてお示ししております。

安全の確保のための措置につきましては、有人施設や無人施設、それぞれで事業特性に応じまして異なってくるわけですが、事業特性に応じて安全確保のための措置を講じることとしておりまして、火災・爆発、地震、浸水等の個別事項について安全対策の考え方と講すべき措置を示しております。

火災・爆発につきましては、火災は、出火、延焼等の段階を経て重大な災害に進展していくことが懸念されます。したがって、火災の発生や被害を極力抑えること、初期段階において適切な対策を実施することにより、特に人的被害の防止を目指す等、施設・設備面及び管理・運用面の安全対策を確立することが必要です。

このため、施設の不燃化、可燃物の減少等の火災発生抑止、線的施設での長大トンネル等大深度地下施設と十分な類似性を有すると想定される施設の安全対策の考え方に基づいた対策、点的施設での安全度の高い防火防煙区画の採用、情報伝達の適切な実施等の対策が必要であるとされています。

その中で、まず、施設の不燃化、可燃物の減少等の火災・爆発発生抑止でございますけれども、施設の不燃化、可燃物の利用及び持ち込みの極力抑制、特殊な施設としてのガス

工作物の漏えい防止等の対策を示しております。

次に、2番目でございますが、線の施設及び点的施設での火災対策といたしましては、1つ目に、火災の覚知及び火煙への対策につきまして、火災発生情報の収集・提供、火煙の拡大範囲の極力抑制を示しております。

次に、利用者等の避難でございますけれども、これは避難するために火や煙に対して安全な場所に避難が終了できる対策、煙の制御、拡大の極力抑制、情報の確実な伝達でございます。

3番目に円滑な消防活動の実施でございますが、施設・設備、管理・運営面での対策、消防用進入路の適切な配置、各種センサーや非常用通信施設の設置、こういったところを示しております。

3ページをお開きください。4番目に火災時の設備等の作動等のためには、火災時に確実に作動するような維持管理、関係者間の円滑な協力が行えるような対策、5番目に火災・爆発の施設周辺への影響防止としましては、他の施設への延焼拡大の防止、構造物の一部又は全部が崩壊しないような対策、ガス工作物について、漏えいにより火災等が生じないような対策、施設の周辺住民に、火傷ですとか中毒等の悪影響を極力抑制する対策等を示しております。

複合施設での火災対策でございますけれども、施設ごとに相互に影響を与えないような対策、あるいは空間構成・管理体制の複雑化等に配慮した対策を示しております。

ここで、恐縮でございますけれども、本文の方も見ていただければと思います。資料1－2が本文になっておりますけれども、こちらの3ページをごらんください。3ページに1－2、線の施設及び点的施設での火災対策ということで、この中ほどに講ずべき措置というのがございまして、火災の覚知及び火煙への対策といたしまして、利用者が安全に逃げられるよう、火災の発生を早期に発見するため、避難誘導等の意思決定のために有効な情報を収集できる対策ですとか、あるいは火煙の拡大範囲を極力抑えるような対策を講じることとしております。そして、②の利用者等の避難でございますけれども、先ほど概要につきまして説明したわけですが、不特定多数の利用者の生命に危険が及ばない状況で安全な場所への避難が終了できるような対策でありますとか、煙を制御する対策、あるいは安全度の高い防火防煙区画を適切に採用し、火災時には水平移動等によりそこへ避難できるようにする等の工夫を行うことを示しております。

こういった形で本文の方はさらに詳細に安全対策の考え方とか講ずべき措置が記されております。

資料1－1にお戻りください。資料1－1の3ページでございますけれども、2番目の項目は地震であります。

地震につきましては、大深度地下は地上及び浅深度地下よりも影響を受けにくいという特徴を有しているわけですが、地震に対する安全対策として、地震を念頭に置いた接続部分等での対策、活断層への配慮・対策、空気、水、エネルギーの供給ライン等の機

能低下への対策を行う必要があります。

地震を念頭に置いた接続部分等での対策といたしましては、地上との接続部分等での変形の集中等を念頭においた施設設計を行うこととしております。

活断層への配慮・対策といたしましては、活断層への施設設置を極力避けること。あるいは地震動に対しての構造安全性、機能維持性の観点からの耐震対策、また、断層のずれに対しても影響を極力小さくするような耐震対策を講じることとしております。

空気、水、エネルギーの供給ライン等への対策でございますけれども、各種設備の耐震化を図るとともに、非常用電源の設置等の対策によりまして、地震時におきまして供給ライン等の施設機能が十分に機能するよう対策を講じることとしております。

次に、3番目の項目でございますけれども、浸水でございます。

地下施設におきましては、自然排水は不可能でありまして、重力に逆らった地上への排水が必要となるということでございます。また、大深度地下は水圧が高いということで、施設の破損等が生じた場合には施設内へ漏水する可能性が高いという特性がございます。

このため、集中豪雨ですとか、洪水等による地上からの水の流入の防止でございますとか、施設内への漏水に対する止水性の向上が必要でございます。さらに、浸水の可能性が高い場合又は浸水が起こった場合、利用者への情報伝達及び避難誘導の迅速な実施が必要でございます。

このため、浸水対策及び漏水への止水対策ということで、こちらに書いてありますように、集中豪雨、洪水等により生じる水位への止水性ですとか、あるいは漏水への止水性の向上、排水設備の設置、こういったものでございますとか、浸水や漏水に対する情報伝達及び避難誘導として、周囲の水位の変化に対する早期警戒ですとか、さまざまな非常用設備の設置、こういったものを取り上げております。

4番目の項目でございますけれども、停電でございます。

停電につきましては、安全対策の考え方といたしまして、地下施設の特性として、電力の供給で成り立つ人工空間であるということでございまして、停電はパニックの発生等につながるおそれがございます。したがって、仮に通常の受電システムが停電に陥った場合でありましても、施設内から照明が消えないでありますとか、換気等の必要な機能が維持されるシステムの構築が必要でございます。

このため、停電につきましては、複数系統の受配電システムの形成ですとか、十分な容量と稼働時間を持つ非常用電源の設置、あるいは火災、地震、浸水等の災害時に停電が発生しないような対策を講じることとしております。

4ページをご覧ください。5番目の項目は救急・救助活動でございます。

大深度地下の施設では出入りが限定されることと、上下方向の移動距離が長くなることから、消防隊員の進入路の確保や負傷者の搬送手段の確保等円滑な救急・救助活動が確保される必要があります。

このため、施設特性に応じまして、消防隊員の進入路の確保、各種センサー、通信設備

等の施設面の対策、情報処理、協力体制の構築等管理面の対策を講じることとしております。

6番目の項目は犯罪防止でございます。

大深度地下施設では、犯罪を事前に防止できるような明るく見通しのよい施設内部の空間設計、監視体制の充実及び通信手段の確保が重要です。

このため、死角となるスペースをできるだけ生じない空間設計に努めるとともに、施設特性にもよりますけれども、防犯カメラの設置等監視体制の充実ですとか、通報装置の設置、大深度地下施設のアクセスポイントにおける出入監視、管理の実施等の対策を講じることとしております。

最後の項目が地下施設における不安感の解消です。

大深度地下施設での閉塞感、圧迫感等に起因します漠然とした不安感は心理的な悪影響のみならず、災害時のパニックの遠因となることも懸念され、一般有人施設において、これらを軽減するための対策が必要です。

このため、施設特性に応じまして、安全性に対する平常時の利用者への周知とデザインを工夫する等の対策を講じることとしております。

このような安全の確保のための措置に加えまして、安全情報の収集、活用といたしまして、国、地方公共団体及び事業者が連携いたしまして情報の収集・整備を行うとともに、情報の共有を図り、事業への活用を進めることとしております。

また、大深度地下の特殊性に応じました技術開発・研究をはじめとする安全対策の確立を進め、より安全な大深度地下利用を進めることとしております。

以上が大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針案の概要でございます。

なお、本文は先ほど申し上げましたとおり、資料1－2のとおりとなっております。

それでは、引き続きまして、大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針案につきまして説明させていただきます。お手元の資料2－1、大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針（案）の概要に基づき、説明させていただきます。

まず、指針策定の目的でございますけれども、これは先ほどの安全の確保に係る指針と同様でございます。大深度地下の利用におきましては、安全の確保と同様、環境の保全について特に配慮するということに法で定められているわけですが、本指針では基本方針の環境の保全に係る事項について具体的な指針を定めまして事業計画の基本方針への適合を図るとともに、的確な使用認可手続を行い、大深度地下の適正かつ合理的な利用に資するものでございます。

本指針の位置づけでございますが、先ほどの安全の確保に係る指針同様、基本方針の環境に係る事項を具体的に運用するための指針として、国土交通省都市・地域整備局におきまして、大深度地下使用協議会の御意見を踏まえて策定いたしまして、関係部局に通知を行う予定でございます。

また、本指針案につきましても先ほどの安全の確保の指針と同様、関係各省及び関係都県との調整は終了しておりますけれども、関係行政機関が一堂に会しますこの協議会におきまして、大深度地下の公共的使用における環境の保全について、幅広い御意見をいただき、今後の円滑な制度運用に資するため、お示しさせていただいております。

指針の適用範囲でございますけれども、安全の確保に係る指針同様、法に基づき大深度地下を使用する事業を対象としております。

指針の検討経緯でございますが、こちらにつきましては、京都大学名誉教授の足立先生を委員長といたします大深度地下利用における環境に関する検討調査委員会におきまして検討が実施されております。

次に、指針の内容です。

環境の保全の実施におきまして必要な事項といたしましては、基本方針の環境の保全の項目において示されております（１）から（５）というところで地下水、施設設置による地盤変位、化学反応、掘削土の処理、その他の事項がございますけれども、本指針では、これらの各事項について環境の保全のための措置の実施に当たりまして、事業者が留意すべき事項を示しております。

次に２ページでございます。環境の保全のための検討項目ですが、今申し上げました５つの検討項目、地下水ですとか、施設設置による地盤変位ですとか、こういった項目があるわけですが、その細目といたしまして右にお示ししましたような地下水位・水圧低下による取水障害・地盤沈下からはじまりまして、一番下にある交通機関等の大深度地下の使用、こういった細目がございます。基本方針に示された環境の保全のための検討項目としてはこのような形になっております。

環境の保全のための検討の考え方でございますけれども、調査の手法の選定ですとか、影響の検討の基本的手法等、環境の保全のためにいろいろな基本的な考え方があるわけですが、そういったものについてお示ししております。

環境の保全のための措置でございますけれども、本指針では、各事業におきまして事業特性ですとか地域特性に応じまして、環境影響評価手続ですとか、環境対策の実施に当たりまして必要な調査及び影響の検討を行いまして、必要に応じて環境保全のための措置を講じることとしております。

ここでは、地下水ですとか、地盤変位、化学反応等の個別の事項につきまして、環境の保全に当たっての考え方ですとか、調査及び影響の検討方法、講ずべき措置を示しているわけですが、この各事項で示されている主な調査ですとか、影響検討事項と講ずべき措置はこれから個別に申し上げますけれども、以下のとおりということでございます。

まず、地下水でございます。

地下水につきましては、先ほど３つの細目ございましたけれども、地下水位ですとか、水圧低下による取水障害、地盤沈下から示しております。ここでは、環境の保全のための措置として、地下水及び地盤の特性の調査並びに影響の検討、あるいは施設内の漏水への

止水性の向上、取水障害、地盤沈下等の影響を及ぼすおそれのある場合の環境保全措置、こういったものがございます。

次は、地下水の流動障害でございますけれども、これも同じように調査ですとか、影響の検討、あるいは施設の設置による地下水の流動障害に影響を及ぼすおそれのある場合の環境保全措置を示しております。

続きまして、地下水の水質でございます。こちらについても、地下水の利用状況の把握ですとか、地下水の水質に影響を及ぼすおそれのある場合の影響の少ない工法の選定等の環境保全措置等を示しております。

続きまして、施設設置による地盤変位でございます。こちらにつきましては、周辺地盤の特性等の調査、施設の施工時の地盤変形ですとか変位の防止のための対策、あるいは長期供用——大深度地下施設というのは長期に供用されますので、長期供用時の施設の強度低下や損傷による地盤変位の発生防止、こういったものを示しております。

続きまして、化学反応でございます。

化学反応につきましては、大深度地下に存在します還元性の地層——酸素と結びつきますと、それによりまして酸欠状態になるなど、いろいろな問題が生じる場合があるわけですが、このような地層の特性の調査ですとか、このような化学反応が生じるおそれのある場合の影響検討ですとか、酸化反応の抑制、こういった環境保全措置を示しております。

続きまして、掘削土の処理でございますけれども、大深度地下施設をつくるに当たりましては、どうしても掘削土というのは生じてまいります。こういったものに対しまして、さまざまな調査及び影響の検討ですとか、環境への影響が著しいものとなるおそれのある場合の建設汚泥の適切な処理ですとか、再資源化、工事間利用の促進等の環境保全措置を示しております。

5番目は、その他でございます。

施設の換気等ということで、どうしても大深度地下の施設の場合、アクセスできるポイントが限られておりますので、そちらから大気への影響が出てくる場合があるわけです。そのために大気環境の調査ですとか、供用後の影響の把握、そういったものと施設の換気等の問題について有害ガスの早期検出、除去等の慎重な対策、こういったものを示しております。また、大気汚染防止のための措置についてその検討とともに示しているということでございます。

交通機関等の大深度地下の使用につきましては、交通機関等の長期的な振動が人体に与える影響を含めた環境への影響についての厳正な審査に当たっての検討でございますとか、振動、地盤の特性等の把握、周辺に影響を及ぼすおそれのある場合の影響検討、こういったものを示しております。

以上が個別環境事項についての措置でございますが、環境情報の収集、活用については、一番最後の4ページでございますけれども、大深度地下利用に関する環境に与える影響に

つきましては、国、地方公共団体及び事業者が連携して、事業の実施に伴い得られる情報等を収集・整備するということと、学術研究機関——どうしても蓄積が少ないというところもございますので——等における調査研究が活発に行われるよう配慮しまして、その知見が審査において積極活用されるよう努める等事業への活用を進めるということでございます。

そして、大深度地下の特殊性に応じた環境影響評価手法及び環境対策の開発等を進めるということでございます。

以上が大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針案の概要でございます。

なお、本文につきましては、資料 2-2 のとおりとなっております。こちらの説明については概要の説明をもってかえさせていただきます。

続きまして、大深度地下地盤調査マニュアル（案）につきまして説明させていただきます。お手元の資料 3-1、大深度地下地盤調査マニュアル案の概要で説明させていただきます。

まず、大深度地下の定義でございますけれども、大変恐縮でございますが、3-1 の資料の 3 枚目をごらんください。既に皆様御案内のこととは存じますが、法第 2 条に示されております大深度地下の定義といたしましては、次に掲げる深さのうちいずれか深い方の深さということで、地下室の建設のための利用が通常行われない深さ、これは 40 m ということでございますけれども、これよりも深いところか、あるいは地盤が悪いところで、支持地盤が深いところにある場合に、建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ、これは支持地盤上面から 10m 以深ということで、このどちらか深い方が大深度地下になっております。したがって、支持地盤の位置が浅い場合には大深度地下は地下 40m より深いところ、あるいは支持地盤の位置が深い場合には大深度地下は支持地盤の上面から 10m 以深ということになりまして、いずれにいたしましても大深度地下を特定するためには支持地盤上面の深さを特定する必要がございます。

1 枚目にお戻りください。このため、本マニュアルは、大深度地下特定のための地盤調査及び調査結果を用いた大深度地下特定の一連の作業における技術的事項を定めまして、事業者の地盤調査の円滑な実施及び審査の適正な実施に資することを目的として策定しております。

本マニュアルの位置付けでございますけれども、既に平成 13 年の法施行時に通知されております、こちらに書いてあります使用認可申請マニュアルでございますとか、事務処理要領、こういったものを補足いたしまして、法 2 条 1 項において定義されている大深度地下を特定するための地盤調査に関する技術的事項を定めたマニュアルとしてとりまとめまして、各使用認可部局、あるいは事業所管部局等、関係行政機関に送付することになっております。

このマニュアルの適用範囲でございますけれども、法に基づき大深度地下を使用する事

業におきます大深度地下を特定するために実施する地盤調査及び調査結果を用いた大深度地下の特定に適用するということでございます。

本マニュアルにつきましては、日本大学名誉教授の山田先生を委員長といたします大深度地下地盤調査マニュアル検討委員会におきまして検討が実施されております。

なお、本マニュアル案につきましても、関係行政機関及び関係都県にも既に確認をいただいているところでございます。

マニュアルの構成でございますけれども、目的、内容、適用範囲等を示した総則、それと大深度地下使用制度における地盤調査といたしまして、大深度地下の定義ですとか手続の流れ、必要な地盤情報等を示しております。

さらに、大深度地下特定のための地盤調査の方法といたしまして、地盤調査の流れですとか、大深度地下特定のための地盤調査方法と調査項目、調査手法の組み合わせ、こういったものを示しております。

また、地盤調査の計画と実施ということで、調査計画ですとか、既存資料の収集、現地踏査について示しております。

非常に雑駁でございますが、大深度地下地盤調査マニュアル案の概要については以上でございます。

本マニュアルの本文につきましては、資料３－２のとおりとなっております。こちらにつきましては技術的なものでございますので、資料３－１の説明によりかえさせていただきます。

大変雑駁で恐縮ではございますが、以上が資料の説明でございます。

○渡辺局長　ありがとうございました。

ただいま３つの議事について御説明をいただいたところでございます。１つが、大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針、２つ目が環境の保全に係る指針、３つ目が地下の地盤調査マニュアル、この３つについて御説明いただいたわけでございますけれども、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等がございましたらよろしく願いたいと思います。

そ の 他

○渡辺局長　特に御意見、御質問はないようでございますので、後でまた御意見等ございましたらお伺いするとしまして、具体的な話を少しするというところで、議事７のその他で東京外かく環状道路の状況につきまして、関東地方整備局の東京外かく環状道路調査事務所の方から説明をさせていただきます。お願いします。

○伊勢田東京外かく環状道路調査事務所長　関東地方整備局東京外かく環状道路調査事務

所の伊勢田と申します。座って説明させていただきます。

お手元の一番後ろに資料がついております。黒いクリップを外していただきますと、1枚目が外かく環状道路の経緯です。その下に首都圏の地図をつけております。3枚目は折りたたんでございますが、国土交通省と東京都で出しました方針がついております。その後ろに「外環ジャーナル」と申しまして、私どもの広報紙を13号から15号までの3枚つけております。以上が資料でございます。では、お時間をいただいて簡単に御説明させていただきます。

まず、地図の方から見ていただきますと、外かく環状道路の地図がございます。外かく環状道路は、都心から約15kmのところを環状に連絡する高速自動車国道であります。お手元の地図では緑色で表示をしている線でございます。一周約90kmほどございます。

このうち、既に平成6年に埼玉県内の区間が開通しております。三郷から大泉まで、高速道路でいいますと、常磐自動車道、東北自動車道、関越自動車道を結ぶところが平成6年に完成しております。

現在事業中の区間は千葉県内の区間となりまして、この地図の右側でございます。三郷から市川の高谷までの区間、約20kmにつきまして現在事業が進められているところであります。

私が担当しておりますのは地図の左側でございます。外かく環状道路の関越道から東名高速までの間の16kmであります。この東京都内の区間につきまして現在調査を進めているところでございます。

それでは、1枚目の経緯につきまして御説明させていただきます。

経緯は古うございまして、昭和41年、今から38年前の7月に都市計画決定がされております。全線16kmを高架構造での都市計画決定でありまして、その後、住宅地の中を貫通する高架構造ということから地元で大きな反対運動が起こりまして、その後45年の10月には当時の建設大臣が国会でいわゆる凍結するということから、その後計画は進展しなかったわけであります。

平成に入りまして、平成11年に石原東京都知事が現地を御視察されまして、また、13年には当時の扇大臣が現地視察というようなことがきっかけとなりまして、13年の4月に地下構造にした場合の計画のたたき台を公表したところであります。

その後、13年8月には都市再生本部の再生プロジェクトとして指定を受けるなどしまして機運が高まりました。とはいえ、一方で、長年にわたりまして地元で反対をされておられる方々との間での合意形成というものも大きな課題でありましたので、13年の12月に有識者委員会と申しまして、第三者の方々に御議論いただく場が発足しております。

また、14年1月には沿線の区市長さんに集まっていただくような意見交換の場も開催をし始めております。

住民との話し合いの場が最もおくれておりましたが、14年6月からP I 外環沿線協議会という住民の代表の方々との話し合いの場も定期的に持てるようになりまして、以来、

昨年12月までには30回ほど開催をして話し合いを重ねているところでございます。

平成14年11月には有識者委員会の方から最終提言をいただき、それを受けるような形で15年3月には国と都の方針を発表しております。それが3枚目にあります、裏側が地図になっておりまして、表側が文章になっているものでございます。こちらをごらんください。

昨年の3月に国土交通省と東京都が公表いたしました方針でございまして、1つ目の丸をごらんいただきますと、沿線への影響を小さくすることから、外かんの本線はシールドトンネルと3つのジャンクションを基本構造とし、トンネルの構造は3車線を収容する長距離シールド2本、外径は約16mに縮小する。地上部への影響小さくするため、極力大深度地下を活用するというような基本的な方針を公表したわけでありまして。

その下の2つ目の丸でございしますが、インターチェンジについては、今後、地元の意向を踏まえながら、設置の有無について検討する。

また、3つ目の丸でございしますが、地元において地上部整備の方向が定まった場合、大深度区間であっても、地元の意向を踏まえながら、その整備を支援していく。

4つ目の丸は、今後意見や意向を把握するため、模型等を活用したわかりやすい資料や情報提供を行っていくというような方針を発表しました。

そのときの発表した地図図面がその裏側にある道路の縦断図のイメージでありまして、左上に断面図的なものが載っておりますけれども、地表面からトンネルの天端まで約40m以上のところを極力活用する大深度地下でやっていくというような方針を発表しているところであります。

先ほどの経緯の方に戻っていただきますと、3月にその方針を発表いたしまして、6月には住民との話し合いのPI外環沿線協議会から中間取りまとめが出されました。特にその中間取りまとめの中では環境に対する懸念が多く出されておりました、そのためには現地での観測や予測が不可欠ということから、7月から環境影響評価の方法書の公告・縦覧に入りました。その方法書が12月に固まりましたので、ことしの1月、今月からですが、環境の現地調査に着手しているところであります。今後、冬の観測から始めまして、春、夏、秋の季節ごとのデータ収集によりまして、1年間のデータが集められるかと考えております。その後、環境影響評価の予測評価というような段階に入っていければというふうに考えているところであります。

お手元の一番最後につけております「外環ジャーナル」という広報紙でございしますが、ここ半年間ぐらいの出来事をお知らせしているものであります。今ほど御説明しました協議会とか、区市長さんとの意見交換会等の事柄が載っておりますので、また読んでいただければということで説明の方は割愛させていただきます。

簡単ですが、以上であります。

○渡辺局長　ただいまの外かんに関する説明につきまして何か御質問、御意見等ござい

したらお願いしたいと思います。

本省サイドからでも結構でございますが、何かありましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでの御説明全体を通じまして、先ほどの件も含めまして何か御意見、御質問等ありましたら、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、各政府機関、また各地方公共団体におきまして、こういう場でございますので、何か大深度地下利用の具体的な検討とか計画、そういうものをされているものがございましたら御紹介できる範囲で御紹介をしていただければと思いますが、どちらからの組織の方でそういうような計画を検討しているようなことはございませんでしょうか。

特に各組織でそういう検討をしているということはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から何かありましたらお願いしたいと思います。

○事務局 冒頭申し上げましたとおり、議事につきましては、資料とともに公開とさせていただきます。ホームページに掲載させていただきます。

議事案ができましたら、皆様の方に事前に御照会いたしますので、よろしくお願いいたします。

この後、記者へのブリーフィングを行わせていただきます。

以上でございます。

国土交通省挨拶

○渡辺局長 それでは、最後になりますけれども、国土交通省の平田審議官から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○平田大臣官房審議官 ただいま御紹介いただきました国土交通省の審議官をやっております平田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本協議会の目的は、いろいろな御意見をぜひこの場を活用していただきまして、御開陳をいただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、関東地方整備局の方からも御報告いただきましたとおりでございますが、東京外かん環状道路につきましても、具体的な事例といたしまして、大深度地下利用について検討が着実に進められているという状況であります。

冒頭金井政策統括官の方からも申し上げさせていただきましたが、大深度の地下利用は効率的、効果的な社会資本の整備という観点がございますし、地上におきます質の高い都市空間の実現にも非常に有効であるということで、昨今の大きな課題となっております都市の再生にもお役に立てていけないのではないかと考えてございます。

この大深度の地下の利用に当たりましては、先ほど来議論をしていただいております安全、環境の確保というものは極めて重要でございます。したがって、安全の確保の問題、それから環境の保全に関する指針につきましては、皆様方の今まで事前も含めたいろいろな意見調整を踏まえて取りまとめをさせていただきまして、成案を得ましたら、後刻私ども国土交通省の方から御連絡をしたいと考えておりますので、皆様におかれましては、今後それぞれのお立場からぜひこの指針を御活用していただくようお願い申し上げます。

特にこれから出てくることが想定されます大深度地下の使用認可に当たりましては、個別の事業法がございます。この個別の事業法による安全審査でありますとか、環境影響評価の手续と十分な連絡、連携を図りまして、安全の確保と環境の保全に万全を期することが重要であると思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

また、さらに大深度地下の地盤調査のマニュアルでございますが、これにつきましても成案が得られましたら御活用いただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、冒頭申し上げましたように、本協議会の場合を積極的に御活用いただきまして、情報交換でありますとか、連絡調整を図っていただいて、首都圏におきます大深度地下利用の推進を着実に図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、締め御挨拶にかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○渡辺局長 平田審議官、どうもありがとうございました。

きょうの協議会場で余り意見をお出しにならなかったのも、各組織がまだ必ずしも大深度の具体的なプロジェクトとか計画とかいうものをお持ちでないからかなという感じもいたします。大深度の議論でいきますと、先ほど外かんの話が第1号的な議論としてありましたけれども、これまででいきますと、あと、治水のトンネル等で深いところに入ったものについては大深度が適用される可能性もありますので、道路と治水、それから鉄道等のトンネル、そういうものが候補となる可能性があるかと思っておりますので、各自治体、また各政府機関におかれましても、先ほどの指針、またマニュアル等を参考にしながら必要なものについて御検討を進めていただければと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

閉 会

○渡辺局長 それでは、特に御意見等ございませでしたら、以上をもちまして第3回首都圏大深度地下使用協議会を閉会させていただきます。

きょうは大変お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございました。